

〇〇〇〇ビル 全体についての防火・防災管理に係る消防計画

## 第1章 総則

## 第1節 目的及び適用範囲

## (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定並びに同法第8条の2の5に基づき、統括防火・防災管理者が 〇〇〇〇ビル の全体についての防火・防災管理上必要な業務に係る事項並びに自衛消防組織に係る事項を定め、防火・防災管理業務を適正に実施し火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この消防計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 当該防火対象物等の防火・防災管理上必要な業務を受託している者

## 第2節 管理権原者等の責務

## (管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、管理権原者の権原が及ぶ範囲（以下「事業所」という。）の消防計画に基づき、防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

2 管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

## (統括防火・防災管理者の選任及び届出)

第4条 管理権原者は、統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 前項の協議は、(協議会の設置・協議事項作成・協議委任) によって定める。  
3 管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。

## (統括防火・防災管理者の責務)

第4条の2 統括防火・防災管理者は次の事項について責務を有する。

- 1 統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての消防計画を作成又は変更した場合は、所轄消防署長に届け出る。
- 2 統括防火・防災管理者は、次に掲げる防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。
  - (1) 防火対象物等の全体についての消防計画の作成、見直し又は変更に関すること。
  - (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
  - (3) 建築物その他の工作物における避難の訓練の実施に関すること。
  - (4) 防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
  - (5) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

- (6) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (7) 地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する防火対象物等の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (8) その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。

3 統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火・防災管理者に対して、当該業務の実施のため必要な措置を講ずることを指示することができる。

#### (事業所の防火・防災管理者の責務)

第5条 事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- (1) 防火・防災管理者に選任又は解任されたとき。
- (2) 事業所の消防計画を作成又は変更するとき。
- (3) 防火対象物等の法定点検の実施及び結果について
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について
- (5) 建築物等の定期検査の実施及び結果について
- (6) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき。
- (7) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 大量の可燃物を搬入するとき。
- (10) 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。
- (11) 客席又は避難通路の変更を行うとき。
- (12) 用途（一時的含む。）を変更するとき。
- (13) 内装改修又は改築等の工事を行うとき。
- (14) 催物を開催するとき。
- (15) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (16) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき。
- (17) 防火・防災管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき。
- (18) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- (19) 統括防火・防災管理者から指示された事項を履行したとき。
- (20) その他火災予防上必要な事項

2 防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者が作成するこの消防計画に適合するように事業所の消防計画を作成しなければならない。

### 第3節 自衛消防組織

#### (自衛消防協議会の設置)

第5条の2 消防法第8条の2の5の規定に基づき、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組

織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置する。（※当該協議会は、共同防火防災管理協議会と兼ねることができるものとする。）

2 自衛消防協議会の構成は、次によるものとする。

- (1) 自衛消防協議会は、会長、副会長及び会員により構成する。
- (2) 会長は、自衛消防協議会を主宰し、会務を統括する。
- (3) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

#### （自衛消防協議会の事業）

第5条の3 前条の協議会は、防火対象物全体で共同して自衛消防組織を設置し、運営するための必要な事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

- (1) 自衛消防組織に係る協議事項の審議、承認に関する事項。
- (2) 自衛消防組織に係る装備等に関する事項。
- (3) 自衛消防訓練に関する事項。
- (4) その他必要な事項に関する事項。

#### （統括管理者の選任）

第5条の4 自衛消防組織に統括管理者を置く。

2 統括管理者には、自衛消防業務講習修了者等の資格者をあてる。

#### （統括管理者の責務）

第5条の5 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統括する。

2 統括管理者は、統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

#### （自衛消防組織の業務範囲）

第5条の6 自衛消防組織は、全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。

2 隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用し、活動する。

#### （届出）

第5条の7 前第5条の2による自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置又は変更については、自衛消防協議会の会長が自衛消防協議会構成員を代表して所轄消防署長に届け出る。

## 第2章 全体についての防火・防災管理業務

### 第1節 管理権原者の権原の範囲等

#### （管理権原者の権原の範囲）

第6条 防火対象物等の管理権原者の当該権原が及ぶ範囲については、別表1のとおりとする。

#### （全体についての防火・防災管理業務の一部委託）

第6条の2 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託を行う場合については、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託の範囲については別表2のとおりとする。
- (2) 受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- (3) 受託者は、受託した全体についての防火・防災管理業務の実施状況について、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。

## (点検・検査)

第7条 防火対象物等における点検・検査は、次のとおり実施する。

### 1 防火対象物等の法定点検

- (1) 消防法第8条の2の2及び同法第36条において準用する規定に基づく防火対象物等の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。
- (2) 管理権原者は、点検の実施に当たって必要な場所の立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。
- (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が点検に立ち会う。

### 2 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、〇〇株式会社代表取締役 金沢太郎の責任により行う。

(2) 前1、(2)及び(3)の規定は、前(1)の点検を実施する場合に準用する。

### 3 自主点検・検査

統括防火・防災管理者は、前各項に規定するもののほか、別に定める検査票により自主点検・検査を実施する。

### 4 点検・検査結果の記録

統括防火・防災管理者は、法定点検及び自主点検・検査の結果について管理権原者の確認を適宜受けるとともに、その記録を防火・防災管理維持台帳に3年間保管する。

### 5 不備欠陥等の改修

管理権原者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修を図る。

## 第2節 自衛消防訓練

### (自衛消防訓練の実施)

第8条 防火対象物等の全体についての自衛消防訓練は、次のとおり実施する。

種別	根拠法令	訓練の実施時期	実施回数
総合訓練 (消火、通報及び避難訓練等)	消防法第8条の2	<u>〇月、〇月</u>	年 <u>2</u> 回
避難訓練等	消防法第36条	<u>〇月、〇月</u>	年 <u>2</u> 回

※年1回は地震火災を想定した総合訓練とする。

2 統括防火・防災管理者は訓練を実施する場合は、あらかじめ所轄消防署長に通知する。

## 第3節 避難施設の維持管理及びその案内

### (避難施設の維持管理)

第9条 統括防火・防災管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を次の事項を遵守し適正に維持管理する。

#### (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設

- ア 避難の障害となる施設又は物品を設けないこと。
- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の

幅員を有効に保持すること。

(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(3) 避難経路の案内

統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者及び防火管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

#### 第4節 自衛消防活動等

##### (防火対象物自衛消防隊の設置)

第10条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を設置する。

2 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊を編成する。

3 防火対象物本部隊に防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。

(1) 防火対象物自衛消防隊長は、〇〇株式会社 〇〇部長がその任務に当たる。

(2) 防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者（以下「防火対象物自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。

(3) 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班の各班を設け、各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。

4 防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。

(1) 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班の各班を設け、各班には班長を置く。

(2) 防火対象物地区隊の組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。

5 防災センターを防火対象物本部隊の活動拠点とし、防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。

##### (防火対象物自衛消防隊長の権限)

第11条 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊の当該防火対象物等における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

##### (防火対象物自衛消防隊長の責務)

第12条 防火対象物自衛消防隊長は、自衛消防協議会会長の命を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等、消防隊との連携を密にしなければならない。

2 防火対象物自衛消防隊長の代行者は、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。

##### (防火対象物地区隊長の責務)

第13条 防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防

隊長への報告、連絡を密にする。

- 2 防火対象物地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めたときは、本部において防火対象物自衛消防隊長を補佐する。

#### (防火対象物本部隊の任務)

第14条 防火対象物本部隊は、協議会の管理する区域で発生する火災における初動対応及び全体の統制を行う。

- 2 防火対象物本部隊は、次の活動を行うものとする。

- (1) 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。
- (2) 防火対象物本部隊の初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班は、現場員として災害等発生場所における任務に当たる。
- (3) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。
- (4) 現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、応急救護、安全防護の任務に当たる。

#### (防火対象物地区隊の任務)

第15条 防火対象物地区隊は、当該防火対象物地区隊の管理する区域で発生する火災において、当該防火対象物地区隊が中心となり、当該防火対象物地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。

- 2 火災が発生した区域を管理する防火対象物地区隊以外の防火対象物地区隊は、防火対象物自衛消防隊長の命令による自衛消防活動を行う。

#### (通報連絡、情報収集)

第16条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 本部員として活動拠点における任務に当たる。
- (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、直ちに119番通報する。
- (3) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を行う。
- (4) 防火対象物自衛消防隊長、防火対象物地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

- 3 防火対象物地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況、活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
- (4) 区画形成状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長への伝達
- (7) 情報収集内容の記録

#### (消火活動)

第17条 防火対象物本部隊の初期消火班は、防火対象物地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備

等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止に当たる。

2 防火対象物地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。なお、自己防火対象物地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、防火対象物自衛消防隊長等の指示により行動する。

#### (避難誘導)

第18条 防火対象物本部隊の避難誘導班は、火災が発生した場合、防火対象物地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導に当たる。

2 エレベーターによる避難は、原則として行わない。

3 屋上への避難は、原則として行わない。

4 避難誘導班を非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に配置する。

また、忘れ物等のため、再び入る者ないように万全を期する。

5 避難誘導に当たっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

6 逃げ遅れた者及び負傷者等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者等の有無を確認し、本部に報告する。

8 防火対象物地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導に当たる。

#### (応急救護)

第19条 本部隊の応急救護班は、必要に応じ 〇〇〇〇ビル正面玄関広場 の一時集合場所等に救護所を設置し、防火対象物地区隊の救急救護班と連携して活動を行う。

2 応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。

3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。

4 救護所を設ける必要がないときは、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。

5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。

6 統括防火・防災管理者は、各事業所の応急救護に関する資格保有者を、防火対象物本部隊の応急救護班及び防火対象物地区隊の応急救護班として配置するよう、各管理権原者と事前に協議を行い定めておく。

#### (安全防護措置)

第20条 安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖、水損防止作業及びその他防火施設に対する必要な措置を行う。

#### (通報連絡の方法)

第21条 防災センター要員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに電話等で火災の状況を確認する。

2 防災センター要員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、防火対象物自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知措置を講じる。

3 各事業所の通報連絡担当は、出火場所、火災の状況等を防災センターに報告する。

## 第5節 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

### (消防隊に対する情報提供等)

第22条 火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を1階防災センターに配置する。

- (1) 防火対象物等の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表
- (2) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- (3) 防火・防災管理維持台帳

2 火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物等の1階防災センターに消防隊の誘導のための配置員を置く。

## 第6節 教育・資格管理業務

### (防火・防災教育)

第23条 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する防火・防災教育は、事業所の防火・防災管理者が作成した事業所の消防計画に基づき実施する。

### (防火・防災教育の実施)

第24条 管理権原者は、統括防火・防災管理者や各事業所の防火・防災管理者をはじめ火元責任者その他の防火管理業務に従事する者に対する知識及び技能の向上を図るため、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に積極的に参加させる。

### (防火・防災教育の内容)

第26条 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責務等
- (3) 防火対象物自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 防災センターの役割とその重要性
- (7) 地震対策及びその他の災害等に関する事項
- (8) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (9) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

### (甲種防火管理再講習)

第25条 甲種防火管理新規講習を修了した防火管理者は、講習修了後又は再講習修了後、法令に基づき再講習を受講する。

### (工事中等の安全対策)

第26条 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出をする。

2 統括防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認

や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

#### (放火防止対策)

第27条 統括防火・防災管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めさせるほか、次の対策を推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者への声掛け
- (4) その他

## 第3章 震災対策

### 第1節 震災に備えての事前計画

#### (防災についての任務分担)

第28条 管理権原者は、第2章第1節の管理権原者の権原の範囲等に基づき、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

#### (建築物等の点検及び補強)

第29条 統括防火・防災管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握する。

2 統括防火・防災管理者は、石川県が作成・公表する地震の被害予測や金沢市が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物等に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

#### (オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置)

第30条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施するオフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

#### (危険物等の流出防止措置)

第31条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒・落下・浸水などによる発火危険がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

#### (火気使用設備器具の点検及び安全措置)

第32条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検及び確認状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

#### (安全避難確保及び点検)

第33条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

#### (資器材及び非常用物品の準備)

第34条 地震その他の災害に備え、防火対象物等に救助、救護等の資器材及び非常用物品を準備する。

2 統括防火・防災管理者は、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。

#### (連絡手段の確保)

第35条 防火対象物自衛消防隊長は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、自衛消防隊編成員との連絡の複数の手段及び手順をあらかじめ定めておく。

## (災害予防措置)

第36条 各管理権原者は統括防火・防災管理者に対して、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、この計画を改善していく取り組み（PDCAサイクル）を行わせる。

## 第2節 震災時の活動計画

### (震災時の自衛消防隊の任務)

第37条 震度5強以上の地震が発生した場合又は 〇〇株式会社 代表取締役 が必要と認める場合は、〇〇株式会社 総務部〇〇課 に災害対策本部を設置する。

- 2 地震が発生した場合の自衛消防活動は、第2章第4節に準じて自衛消防活動を行う。
- 3 震災時の自衛消防活動は、防火対象物地区隊ごとの活動を原則とする。
- 4 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害状況及び活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。
- 5 被害のない地区又は活動の終了した地区的自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動要請があった地区において、協力して活動を行う。

### (緊急地震速報の活用)

第38条 統括防火・防災管理者は、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用対策等について従業員及び防火・防災管理業務に従事する者に周知、徹底する。

### (地震発生直後の報告)

第39条 防火対象物地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害の状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を防火対象物自衛消防隊長に報告する。

### (地震発生直後の指示)

第40条 地震発生直後、防火対象物自衛消防隊長は、全体の被害状況を把握し、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。

### (地震時の活動)

第41条 各防火・防災管理者は、情報収集、初期救助・初期救護及び帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。

- 2 地震時の消火活動等は、防火対象物地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、防火対象物本部隊は被害が最も大きいところを優先して活動するほか、情報収集等については次による。

#### (1) 情報収集

- ア 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を防火対象物地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講じる。
- イ 防火対象物地区隊の通報連絡（情報）班は、それぞれの地区の被災状況を防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班に報告する。
- ウ 防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集等を行う。

#### (2) 初期救助、初期救護

- ア 防火対象物本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり閉じ込められた人の把握に努め、救出救護活動に当たる。
- イ 防火対象物本部隊の自衛消防活動中核要員等の装備のほか、必要な救出救護用資器材の装

備は〇〇株式会社 総務部が準備し、〇〇ビル地下1階〇〇倉庫で保管、管理する。

ウ 防火対象物地区隊の応急救護班の任務及び必要な装備は各事業所の消防計画に定める。

エ 地域周辺で救助や消火が必要な場合は協力する。

(3) 避難誘導

ア 防火対象物本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、避難場所へ誘導する。

イ 防火対象物地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、防火対象物本部隊の避難誘導班員に報告する。

(安否確認)

第42条 防火対象物自衛消防隊長は、自衛消防隊編成員及び事業所の安否確認結果を把握する。

(従業員等の施設内待機等)

第43条 防火対象物自衛消防隊長は、震災時に「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。

2 防火対象物地区隊長は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

3 防火対象物自衛消防隊長は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認し、管理権原者へ報告する。

4 管理権原者は、前項の報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。

5 防火対象物自衛消防隊長は、施設内の消防用設備等が損壊している場合は、次の措置を行う。

(1) 施設内における火気使用設備器具等の使用中止

(2) 消火器の増設・設置位置の周知

(3) 定期的な巡回監視

第3節 施設再開までの復旧計画

(地震後から使用再開までの対策)

第44条 施設の再開については、〇〇株式会社 代表取締役が決定し、二次災害発生防止措置を行った後に、再開の時期等を決め各事業所に周知する。

2 地震後から使用再開までの安全措置等については、それぞれの事業所の消防計画による。

(ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策)

第45条 防火対象物自衛消防隊長は、ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

2 防火対象物自衛消防隊長は、震災後の二次災害発生を防止するために、予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに、点検・検査を行い、次の措置を行う。

(1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

(3) 倒壊、落下危険等のある場合は、立入禁止措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第46条 統括防火・防災管理者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

(1) 復旧作業に関わる工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。

- (2) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化すること。
- (3) 復旧作業時又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底すること。

## 第4章 火災以外の災害対策

### 第1節 大規模テロ等に伴う自衛消防対策

#### (自衛消防活動の原則)

第47条 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定する。

#### (自己事業所で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合)

第47条の2 大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した事業所は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に連絡し、各事業所はそれぞれの消防計画に定める活動を行う。

#### (近隣地域で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合)

第47条の3 防火対象物自衛消防隊長は、行政機関からの警報の発令等の情報を速やかに伝達できる体制をとり、必要に応じ在館者に伝達する。

#### (避難誘導)

第47条の4 行政機関から避難の指示がなされた場合、防火対象物自衛消防隊長は、パニック防止に配意しながら、各防火対象物地区隊の避難誘導班と連携して在館者を指定された場所まで避難させる。この場合、逃げ遅れる者がいないように、防火対象物地区隊長に適宜人員確認を行わせる。

### 第2節 大雨・強風対策

#### (大雨・強風等に備えての予防措置)

第48条 統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体における大雨・強風等に備えて、建物内外の情報収集、水防用資器材の配置などの措置を講じる。

2 各事業所の防火・防災管理者等が、自主点検、検査にあわせて大雨・強風等による被害を未然に防止するための措置は、各事業所の消防計画に定める。

#### (大雨・強風等による被害発生の危険が高まった場合の措置)

第48条の2 大雨洪水警報の発令、急激な豪雨など、被害発生の危険が高まった場合、防火対象物自衛消防隊長は、防火・防災管理者に対して、事業所の消防計画に定める措置を行わせる。

#### (自衛消防活動)

第48条の3 大雨・強風等に係る自衛消防活動は、防火対象物自衛消防隊及び地下部分を担当する防火対象物地区隊で行うことを原則とする。ただし、防火対象物自衛消防隊長は人員が不足する等必要に応じて、他の防火対象物地区隊に応援を求めることができる。

### 第3節 受傷事故等に係る対策

#### (防火対象物の応急救護能力の向上)

第49条 統括防火・防災管理者は、防火対象物自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るため、各事業所の応急救護に関する資格保有者の状況の把握や救命講習等の受講促進について、各管理権原者と事前に協議しておく。

#### (応急救護資器材の配置)

第49条の2 管理権原者は、防火対象物本部隊に配置する応急救護資器材のほか、防火対象物等内の受傷事故に即時対応できるように防火対象物地区隊においても、応急救護資器材を配置するよう努める。

(受傷事故等発生時の連絡体制の確保)

第49条の3 統括防火・防災管理者は、防火対象物内において受傷事故等が発生した場合の連絡先を事前に定め、各自衛消防隊員に周知徹底を図る。

(受傷事故等発生時の活動)

第49条の4 受傷事故等発生時の自衛消防活動は、各事業所の消防計画に定めるところによる。

#### 第4節 火災以外の災害に対する自衛消防隊の活用

(火災以外の災害における自衛消防隊)

第50条 この節に定める火災以外の災害時における自衛消防隊の組織、権限及び責務、その他防災センターを中心とした自衛消防体制等については、火災時における当該事項を定めた第2章第4節の例による。

2 第1節から第3節までの災害が発生し、火災時における自衛消防隊の編成による活動では対応が困難と認められる場合は、防火対象物自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強若しくは移動し、又は新たな任務を付与するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

#### 附則

この計画は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

## 各管理権原者の責任範囲

No.	事業所名	管理権原者 役職・氏名	権原の範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

別紙の図面等を用い、色分けによる明示としてもよい。

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記する。